

令和5年11月8日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知に関し、このたび大阪府より案内がありましたので情報提供いたします。概要は下記の通りであり、詳細は国通知をご参照ください。

また、①抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえた適正な使用、②インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから十分な感染防御手技を講ずることが依頼されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

### 記

#### ●国通知より抜粋

##### ・注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、このような取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起らないよう配慮すること。また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

##### ・分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

#### 【参考・大阪府ホームページ】

(検索エンジンで、「大阪府 感染症法関係通知」でもアプローチ可)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)